

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○国定公園の特別地域の区域の変更	（自然保護課）	一
○国定公園の集団施設地区の指定	（同）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）	（共同参画社会推進課）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	（農林水産経営支援課）	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	（農村整備課）	七
○保安林の指定の予定	（森林整備課）	七
○保安林の指定施業要件の変更	（同）	七
○道路の区域変更	（道路課）	八
○道路の供用開始	（同）	八
○自動車専用道路の指定	（同）	八
○車両制限令第三条第一項第一号イに定める道路の指定	（同）	八
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める車両の通行方法	（同）	九
○土地地区画整理事業の換地処分届出	（都市計画課）	九
○土地改良区の定款変更の認可	（北部地方振興事務所）	九
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	九
○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則		一〇

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分）

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表

公安委員会

○銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

告 示

○宮城県告示第千三百三十四号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第二十条第一項の規定により蔵王国定公園の特別地域の区域を変更したので、同条第一項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県環境生活部自然保護課、宮城県大河原地方振興事務所及び蔵王町役場において縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別地域に次の区域を追加する。

刈田郡蔵王町遠刈田温泉の一部

○宮城県告示第千三百三十五号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第三十六条第一項の規定により蔵王国定公園の集団施設地区を指定したので、同条第一項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県環境生活部自然保護課、宮城県大河原地方振興事務所、蔵王町役場

及び七ヶ宿町役場において縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	区 域
聖山平集団施設地区	刈田郡蔵王町内国有林仙台森林管理署三〇四、三〇五及び三〇六林班の各一部
硯石・長老湖集団施設地区	刈田郡七ヶ宿町長老の一部

○宮城県告示第千三百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ワンマンサポートセンター

一 代表者の氏名 岩佐 芳正

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区長町南二丁目一番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、動物を飼育されている人々及び広く一般市民に対して、動物の習性や適正な飼養方法に関する講習会等の事業など、動物と人

とが共生できる社会の構築に関する事業を行い、動物愛護、生命尊重の精神の啓蒙に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年十二月一日

○宮城県告示第千三百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 スポーツステージ宮城

一 代表者の氏名 安達 克巳

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区若林六丁目十一番十号

三 定款に記載された目的 この法人は宮城県民全員を対象に、スポーツに関する事業を行うこと

により、子供から大人まで健全な心身をつくりあげ、より一層の健康増進に寄与することを目的とする。

平成二十二年十二月六日

○宮城県告示第千三百三十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二五二〇一一五一	葉山はるゆり荘 仙台市青葉区葉山町八番二号	共同生活援助	株式会社コスモス福祉企画	平成二十二年十二月十五日

○宮城県告示第千三百三十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く加入区の設定）で告示された宮城県漁業協会の唐桑支所の地区	平成二十二年十一月二十六日	宮城県気仙沼市唐桑町崎浜百十六・五 伊東 要一 宮城県気仙沼市唐桑町津本三十七 小野寺 義一	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第百二十九号）第三十八号の四に規定するわかめ養殖業	三十四人
宮城県第二加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基く加入区の設定）で告示された宮城県漁業協会の唐桑支所の地区	平成二十二年十一月二十九日	宮城県気仙沼市要害百小野寺 利晴 宮城県気仙沼市要害百一十一・一二 村上 文雄	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第百二十九号）第三十八号の四に規定するわかめ養殖業	十一人

六宮 加城 入区 第	五宮 加城 入区 第	四宮 加城 入区 第	三宮 加城 入区 第	
同宮で入共業百城平 組城区済基災十県成 合県示のにづ害八告十 の漁さ設係く補号示九 気業れ定る漁償へ第三 協た)加業法漁三宮	井地沼同宮で入共業百城平 のの区地組城告区に済基災十県成 のの支の合県示のにづ害八告十 区域うの支の漁さ設る漁償へ第三 ち所気業れ定る漁償へ第三 高の仙協た)加業法漁三宮	域崎地沼同宮で入共業百城平 、の区地組城告区に済基災十県成 中の支の合県示のにづ害八告十 山の支の漁さ設る漁償へ第三 のち所気業れ定る漁償へ第三 区長の仙協た)加業法漁三宮	根地沼同宮で入共業百城平 のの区地組城告区に済基災十県成 のの支の合県示のにづ害八告十 区域うの支の漁さ設る漁償へ第三 ち所気業れ定る漁償へ第三 浅の仙協た)加業法漁三宮	害地沼同宮で入 のの区地組城告区に済基災十県成 のの支の合県示のにづ害八告十 区域うの支の漁さ設る漁償へ第三 ち所気業れ定る漁償へ第三 要の仙協た)加業法漁三宮
日十平 一成一 月二二 二二二 十九年	日十平 一成一 月二二 二二二 十九年	日十平 一成一 月二二 二二二 十九年	日十平 一成一 月二二 二二二 十九年	
菅九宮菊八宮 原城田十城城 五県利九県 義一氣仙勝四 則沼市田尻 百尻百	三宮四宮十宮 浦城野四 十五県寺 五南南	村四宮小十宮 上十城山三 八県保明 信八仙沼 太郎沼市長崎 百長崎四	村九宮小・四宮 上十城野四 一県新太 敬一氣仙沼市 沼市浅根 百根五	
殖す条三令和法漁 業の号第三施業災 わ(四)第二十九行災 かに第九令害補 め規第十政昭償	殖す条三令和法漁 業の号第三施業災 わ(四)第二十九行災 かに第九令害補 め規第十政昭償	殖す条三令和法漁 業の号第三施業災 わ(四)第二十九行災 かに第九令害補 め規第十政昭償	殖す条三令和法漁 業の号第三施業災 わ(四)第二十九行災 かに第九令害補 め規第十政昭償	殖するわ かめ養
十人	二人	五人	八人	

宮城 県第 一	十宮 加城 入区 第	十宮 加城 入区 第	八宮 加城 入区 第	七宮 加城 入区 第	
平成 十九 年宮	形地沼同宮で入共業百城平 のの区地組城告区に済基災十県成 のの支の合県示のにづ害八告十 区域うの支の漁さ設る漁償へ第三 ち所気業れ定る漁償へ第三 駒の仙協た)加業法漁三宮	沼地沼同宮で入共業百城平 のの区地組城告区に済基災十県成 のの支の合県示のにづ害八告十 区域うの支の漁さ設る漁償へ第三 ち所気業れ定る漁償へ第三 横の仙協た)加業法漁三宮	向地沼同宮で入共業百城平 のの区地組城告区に済基災十県成 のの支の合県示のにづ害八告十 区域うの支の漁さ設る漁償へ第三 ち所気業れ定る漁償へ第三 大の仙協た)加業法漁三宮	畑地沼同宮で入共業百城平 のの区地組城告区に済基災十県成 のの支の合県示のにづ害八告十 区域うの支の漁さ設る漁償へ第三 ち所気業れ定る漁償へ第三 外の仙協た)加業法漁三宮	尻地沼同宮で入 のの区地組城告区に済基災十県成 のの支の合県示のにづ害八告十 区域うの支の漁さ設る漁償へ第三 ち所気業れ定る漁償へ第三 田の仙協た)加業法漁三宮
平成 二二 年	日十平 一成一 月二二 二二二 十九年	日十平 一成一 月二二 二二二 十九年	日十平 一成一 月二二 二二二 十九年	日十平 一成一 月二二 二二二 十九年	
宮城 県氣 仙沼 市浦 ノ浜	小宮村宮 野城上七 寺県県 松氣氣 夫仙沼 市駒 形十 百	伊宮村百 東城上六 正県県 浩氣氣 沼沼 市横 沼三 二	千宮菊十 葉城田六 三県久二 三仙義 治沼市大 向六 向九	小宮千六宮 山五城葉十 二城城四 宮城 氣氣 仙沼 市外 畑九 畑百	
漁業 災害 補償	殖す条三令和法漁 業の号第三施業災 わ(四)第二十九行災 かに第九令害補 め規第十政昭償	殖す条三令和法漁 業の号第三施業災 わ(四)第二十九行災 かに第九令害補 め規第十政昭償	殖す条三令和法漁 業の号第三施業災 わ(四)第二十九行災 かに第九令害補 め規第十政昭償	殖す条三令和法漁 業の号第三施業災 わ(四)第二十九行災 かに第九令害補 め規第十政昭償	殖するわ かめ養
四人	二人	六人	六人	三人	

宮城 第 十九 年 宮	北南地沼同宮で入共に業百城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平	入三宮 区十城 二加第	入三宮 区十城 一加第	入三宮 区十城 九加第	入三宮 区十城 八加第	入三宮 区十七 七加
平成 二十 二年		十平 二月成 六二二 日二年	十平 二月成 六二二 日二年	十平 二月成 六二二 日二年	十平 二月成 六二二 日二年	十平 二月成 六二二 日二年
宮城 県 気 仙 沼 市 長 磯 森	平百宮七宮 田城城田城 二九二四 九二二四 二二二四 安志二二二四	小瀨宮菊瀨宮 野向城田城 寺二二二二 一榮二二二二	近宮菊宮 藤城城田城 七二二二 九二二二 夫二二二二	岩三宮 井浦島山 崎六八 湊六八	岩三宮 井浦島山 崎六八 湊六八	岩三宮 井浦島山 崎六八 湊六八
漁業 災 害 補 償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償
三人	十人	六人	十四人	六人		

入四宮 区十城 二加第	入三宮 区十城 一加第	入三宮 区十城 九加第	入三宮 区十城 八加第	入三宮 区十七 七加
共業百城平 濟基災十城平 にづ害八告十 係災害八告十 漁補償第九年 加業法漁三宮	岩地沼同宮で入共に業百城平 田区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平	原沼同宮で入共に業百城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平	合地沼同宮で入共に業百城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平	前地沼同宮で入共に業百城平 林区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平 の区地組城告区に基災十城平
十平 二月成 六二二 日二年	十平 二月成 六二二 日二年	十平 二月成 六二二 日二年	十平 二月成 六二二 日二年	十平 二月成 六二二 日二年
小宮大奥宮 野城城田城 寺島島島 勝二二二二 成二二二二 六二二二 五二二二 本二二二二 吉二二二二 本二二二二 吉二二二二	尾宮齊宮宮 形城城藤城 三三三三 百百百百 六六六六 二二二二 二二二二 二二二二 二二二二	日原宮阿原宮 野城城部四城 十四四四五 邦邦邦 行行行 九九九 最最最 知知知 川川川	吉最宮合小宮 知知城野五城 田田島野十島 芳芳芳芳 信信信信 三三三三 三三三三 三三三三 三三三三	熊窪宮小野 谷七城七野 十十十 二二二 二二二 二二二 二二二
条三令和法漁 の四第三行施業災 に第九十令行政災 規第八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償	殖す条三令和法漁 業の四号第三行施業災 わかに第九十令行政災 か規第九十令行政災 め定八十政昭償
十一人	十一人	十人	四人	

<p>入四宮 区十六城 加第三</p>	<p>入四宮 区十五城 加第三</p>	<p>入四宮 区十四城 加第三</p>	<p>入四宮 区十三城 加第三</p>	
<p>に業百城平 基災十県成 づ書八告示 く補号示 漁償(第三 業法漁三宮</p>	<p>域牛区本同宮 の吉組城告 谷支合県示 地のう所の漁 のちの大業 赤地協た)</p>	<p>森丸田門区本同宮 のののの吉組城 区前沢天ヶ支合県 域浜、沢、日所の大 大田、沢、日地協</p>	<p>の区本同宮で入共業百城平 の吉組城告区済基災十県成 の支合県示のにづく害八告示 うち所の漁係る補号示第九 島地協た)加業法漁三宮</p>	<p>域下谷区本同宮で入 、窪の吉組城告示の設 長根のう支合県示され の野ちの漁の大業 区々大地谷協た)</p>
<p>十平 二月成 六二二 日二年</p>	<p>十平 二月成 六二二 日二年</p>	<p>十平 二月成 六二二 日二年</p>	<p>十平 二月成 六二二 日二年</p>	
<p>宮菅一 城原富 気仙沼 沼市本 市吉町</p>	<p>宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄 芳賀二 赤牛二 宮城野 地十六 六歳雄</p>	<p>宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄</p>	<p>宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄 宮城野 地十六 六歳雄</p>	
<p>三令和漁 号第三施業 百三行災害 九十九令補 十八政昭償</p>	<p>殖す条三令和漁 業の号第三施業 わ四(百三行災害 か九十九令補 規規九十九令補 定定八十政昭償</p>	<p>殖す条三令和漁 業の号第三施業 わ四(百三行災害 か九十九令補 規規九十九令補 定定八十政昭償</p>	<p>殖す条三令和漁 業の号第三施業 わ四(百三行災害 か九十九令補 規規九十九令補 定定八十政昭償</p>	<p>殖す 業の わか め養</p>
<p>十六 人</p>	<p>五 人</p>	<p>九 人</p>	<p>九 人</p>	

<p>入二宮 区十城 三第 加第三</p>	<p>入二宮 区十城 二第 加第二</p>	<p>入九宮 区十城 四第 加第四</p>	<p>入六宮 区十城 八第 加第八</p>	
<p>沼同宮で入共業百城平 地組城告示のにづく害八告示 区合県示のにづく害八告示 の漁業に協た)加業法漁三宮</p>	<p>浦地沼同宮で入共業百城平 の区地組城告示のにづく害八告示 の区合県示のにづく害八告示 の漁業に協た)加業法漁三宮</p>	<p>地区同宮宮で入共業百城平 一合県示のにづく害八告示 支の漁業に協た)加業法漁三宮</p>	<p>の町同宮宮で入共業百城平 地十組城告示のにづく害八告示 区三合県示のにづく害八告示 の漁業に協た)加業法漁三宮</p>	<p>域谷区本同宮で入共業百城平 、小支合県示のにづく害八告示 泉の支所の漁の大業 区々大地谷協た)</p>
<p>十平 十二月 六二二 日二年</p>	<p>十平 十二月 六二二 日二年</p>	<p>日十平 月二二 二十九 九年</p>	<p>日十平 月二二 二十九 九年</p>	
<p>尾九宮尾六宮 形十城形五 六八気行 郎二仙雄 沼市小 小々汐</p>	<p>小野宮百吉十 野八城田二 寺十県二 良一十 四沼市大 一四沼市大 二二</p>	<p>佐宮水七 藤城間、四 、二十、正 秀十、釜夫 秋、釜市舟 、二、人二、</p>	<p>遠三宮高宮 藤浜城橋高 字小石源小 真指巷源太 行指巷市北 二十四上 四町十</p>	<p>及蔵 川内 二十七 、一</p>
<p>殖す条三令和漁 業の号第三施業 わ四(百三行災害 か九十九令補 規規九十九令補 定定八十政昭償</p>	<p>殖す条三令和漁 業の号第三施業 わ四(百三行災害 か九十九令補 規規九十九令補 定定八十政昭償</p>	<p>殖す条三令和漁 業の号第三施業 わ四(百三行災害 か九十九令補 規規九十九令補 定定八十政昭償</p>	<p>殖す条三令和漁 業の号第三施業 わ四(百三行災害 か九十九令補 規規九十九令補 定定八十政昭償</p>	<p>殖す 業の わか め養</p>
<p>二十 人</p>	<p>十二 人</p>	<p>十二 人</p>	<p>九十四 人</p>	

宮城県第 二十四加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 入区に係る加 入区の設定) で告示された 宮城県漁業協 同組合の気仙 沼地区支所の 沼地区のうち 二ノ浜の区域	平成二十二年 十二月六日	宮城県気仙沼市二ノ浜 四十四 皇山 忠良 宮城県気仙沼市二ノ浜 二百十六、二 遠藤 公夫	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するこんぶ養 殖業	五人
宮城県第 八十四加 入区	平成十九年宮 城告示第九 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 入区に係る加 入区の設定) で告示された 宮城県漁業協 同組合の塩釜 地区支所の 地区のうち二 ノ浜の区域	平成二十二年 十一月二十九 日	宮城県塩釜市牛生町十 七、四 水間 正夫 宮城県塩釜市舟入二、 四、二十一 佐藤 秀秋	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するこんぶ養 殖業	七人

○宮城県告示第千四百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業川崎東部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年十二月二十二日から平成二十三年一月二十七日まで
三 縦覧場所
川崎町役場

○宮城県告示第千四百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢熊倉一の一(次の図に示す部分に限る。)、一一の三、一二の一、二四の一、二五の一、二五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本沢熊倉一の一(次の図に示す部分に限る。)、一二の一、二四の一、二五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千四百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市花山字本沢虚空蔵一(四)次の図に示す部分に限る。
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第千四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大衡落合線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
黒川郡大衡村松の平三丁目一番二地先から	黒川郡大衡村松の平三丁目一番二地先から	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
同村奥田字五ヶ沢二番一地先まで	同村奥田字五ヶ沢二番一地先まで	一一・〇〇 二六三・〇	一、六七六・〇 一、八四六・三

○宮城県告示第千四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大衡落合線	黒川郡大衡村松の平三丁目一番二地先から 同村奥田字荒屋敷九番一地先まで	平成二十二年 十二月十八日 午後三時

○宮城県告示第千四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路として次のように指定する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類及び路線名 県道大衡落合線
- 二 指定する道路の部分

黒川郡大衡村松の平三丁目一番二地先から黒川郡大衡村奥田字荒屋敷九番一地先まで
三 指定年月日 平成二十二年十二月十八日

○宮城県告示第千四百四十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	区間	指定する日
県道	大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林八六番一地先から 黒川郡大衡村桔梗平二番一地先まで	平成二十二年 十二月十八日

○宮城県告示第千四百四十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	仙台三本木線	黒川郡大和町落合舞野字庚申二八番一地从先から黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢四一番一地从先まで	平成二十二年十二月十八日
県 道	大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林八六番一地从先から黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢四一番一地从先まで	平成二十二年十二月十八日

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○宮城県告示第千四百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

松島町城内土地区画整理事業

二 施行者の名称

松島町城内土地区画整理組合

三 事務所所在地

松島町高城字元釜家十二番地十二

四 換地処分の年月日

平成二十二年十月二十五日

○宮城県告示第千四百四十九号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年十二月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十二月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市小野字新欠下二十五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市野蒜字西余景六番地八 エスポア 二〇三号室

八木 裕二

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年十二月十七日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十二号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第二項の表宮城県立角田支援学校白石校の項の次に次のように加える。

宮城県立利府支援学校 富谷校

黒川郡富谷町

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月十七日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十三号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 宮城県立利府支援学校

知的障害者に対する教育

を

宮城県立利府支援学校
宮城県立利府支援学校富谷校

知的障害者に対する教育
知的障害者に対する教育

に改める。

別表第二中「宮城県立利府支援学校」を「宮城県立利府支援学校富谷校」に改める。

附 則

選挙管理委員会

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮選管告示第百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
平成二十二年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

岩佐てつや後援会	星 辰夫	黒田 忠良	亘理郡山元町真庭字原五〇	平成二十二年十一月十九日
----------	------	-------	--------------	--------------

敬信会	渡辺 敬信	渡辺 広志	仙台市宮城野区萩野町二・一・一	平成二十二年十一月十九日
-----	-------	-------	-----------------	--------------

佐々木まゆみ後援会	佐々木真由美	井上 範一	仙台市宮城野区幸町二・二二・一	平成二十二年十一月十七日
-----------	--------	-------	-----------------	--------------

さとう和子後援会	佐藤 和子	佐藤 薫	仙台市太白区鉤取二・一・三	平成二十二年十一月十七日
----------	-------	------	---------------	--------------

渋谷まさよし後援会	渋谷 政義	橋本 順一	白石市福岡長袋字下ノ神明四八	平成二十二年十一月二十九日
-----------	-------	-------	----------------	---------------

戸津川晴美後援会	斉藤 規夫	斉藤 信威	多賀城市伝上山二・九・一〇	平成二十二年十一月三十日
----------	-------	-------	---------------	--------------

みちのく全英会	馬場 邦明	土井 敬一	多賀城市桜木三・二・六	平成二十二年十一月十日
---------	-------	-------	-------------	-------------

森栄後援会	森 栄 森	栄 黒川郡富谷町成田四・二二・五		平成二十二年十一月二日
-------	-------	------------------	--	-------------

渡辺たかのぶ後援会	久光 正高	寺嶋 洋志	仙台市宮城野区萩野町二・一・一	平成二十二年十一月十九日
-----------	-------	-------	-----------------	--------------

○宮選管告示第百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十二年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

(一) 政党の支部	政治団体の名称	異動事項	委員長	佐藤 健一	届出年月日
みんなの党宮城県第2区支部	みんなの党宮城県第2区支部	みんなの党宮城県第2区支部	みんなの党参議院宮城県第1支部		平成二十二年十一月十一日
自由民主党宮城港市支部	自由民主党宮城港市支部	自由民主党宮城港市支部	自由民主党宮城港市支部		平成二十二年五月二十一日
自由民主党宮城県港湾支部	自由民主党宮城県港湾支部	自由民主党宮城県港湾支部	自由民主党宮城県港湾支部		平成二十二年十一月五日
(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	政治団体の名称	異動事項	委員長	齋藤 洋司	届出年月日
愛と緑と活力ある県政研究会	愛と緑と活力ある県政研究会	愛と緑と活力ある県政研究会	愛と緑と活力ある県政研究会		平成二十二年十一月二十四日
あめもり修一後援会	あめもり修一後援会	あめもり修一後援会	あめもり修一後援会		平成二十二年十一月十二日
英友会	英友会	英友会	英友会		平成二十二年十一月十日
MSS政策研究会	MSS政策研究会	MSS政策研究会	MSS政策研究会		平成二十二年十一月十八日
斉藤敏昭後援会	斉藤敏昭後援会	斉藤敏昭後援会	斉藤敏昭後援会		平成二十二年十一月十六日
菅原正和後援会	菅原正和後援会	菅原正和後援会	菅原正和後援会		平成二十二年十一月三十日
大和町愛知会	大和町愛知会	大和町愛知会	大和町愛知会		平成二十二年十一月二十五日
竹谷英昭後援会	竹谷英昭後援会	竹谷英昭後援会	竹谷英昭後援会		平成二十二年十一月十日
電機連合宮城地協政治活動委員会	電機連合宮城地協政治活動委員会	電機連合宮城地協政治活動委員会	電機連合宮城地協政治活動委員会		平成二十二年十一月一日
沼倉けいすけ後援会	沼倉けいすけ後援会	沼倉けいすけ後援会	沼倉けいすけ後援会		平成二十二年十一月五日

渡辺政巳連合後援会	主たる事務所の所在地	伊具郡丸森町字鳥屋 七九・二	伊具郡丸森町字石倉 三一・六	平成二十二年十一月一日
○宮選管告示第百三十六号	政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。			平成二十二年十二月十七日
(一) 政党の支部	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	
自由民主党宮城県参議院選挙区第三支部	自由民主党宮城県参議院選挙区第三支部	市川 一朗	平成二十二年十月五日	
自由民主党宮城県林材業支部	自由民主党宮城県林材業支部	佐藤 豊彦	平成二十二年十一月一日	
自由民主党宮城県仙台市泉区第二支部	自由民主党宮城県仙台市泉区第二支部	今野 隆吉	平成二十二年十一月十九日	
(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	
市川一朗後援会	市川一朗後援会	八木 洵	平成二十二年十一月十一日	
森俊博後援会	森俊博後援会	齋藤 芳朗	平成二十二年十一月十六日	
○宮選管告示第百三十七号	政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。			平成二十二年十二月十七日
	宮城県選挙管理委員会	委員長	佐藤 健一	
(政党の支部)	政治団体の収支報告書の届出(単位:円)			
自由民主党宮城県仙台市泉区第二支部	報告年月日	22.11.22(22.11.19解散)	収入総額	58,660
			前年繰越額	58,618
			本年収入額	42

<p>2 支出総額 58,660</p> <p>3 本年収入の内訳 その他の収入 42 一件十万円未満のもの 42</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 58,660 寄附・交付金 58,660</p> <p>○同額返却請求額三十八円 知事選挙区正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年十月区支選挙区正法の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その返却を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十二年十月十七日</p> <p>宮城県選挙区選挙区正法 知事選挙区正法 選挙区正法</p> <p>（政党の支部） 自由民主党宮城県参議院選挙区第三支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号 公職の候補者の氏名 市川 一朗 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日 22. 11. 19（22. 10. 5 解散）</p> <p>1 収入総額 65,145,746 前年繰越額 12,027,072 本年収入額 53,118,674</p> <p>2 支出総額 65,145,746</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 36,116,000 個人分 1,176,000 政治団体分 34,940,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 17,000,000 自由民主党本部 17,000,000</p>	<p>4 支出の内訳 経常経費 22,540,649 人件費 12,661,184 光熱水費 337,902 備品・消耗品費 2,882,185 事務所費 6,659,378</p> <p>政治活動費 42,605,097 組織活動費 6,027,370 選挙関係費 11,100,000 機関紙誌の発行その他の事業費 6,259,077 機関紙誌の発行事業費 2,574,180 宣伝事業費 3,684,897 調査研究費 2,650</p> <p>その他の経費 19,216,000</p> <p>5 寄附の内訳 （個人分） 市川 一朗 1,176,000 仙台市青葉区 （政治団体分） ふるさと・宮城・21 34,940,000 東京都千代田区 自由民主党宮城県仙台市泉区第二支部 報告年月日 22. 11. 22（22. 11. 19解散）</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>自由民主党宮城県森林材業支部 報告年月日 22. 11. 4（22. 11. 1解散）</p> <p>1 収入総額 40,886 前年繰越額 14,382 本年収入額 26,504 2 支出総額 40,886</p>
--	---

<p>3 本年収入の内訳</p>	<p>(5人)</p>	<p>組織活動費 1,895,857</p>
<p>個人の党費・会費</p>	<p>20,000</p>	<p>機関紙誌の発行その他の事業費 892,500</p>
<p>その他の収入</p>	<p>6,504</p>	<p>宣伝事業費 892,500</p>
<p>一件十万円未満のもの</p>	<p>6,504</p>	<p>5 寄附の内訳 (政治団体分) ふるさと・宮城・21 3,230,000 東京都千代田区</p>
<p>4 支出の内訳</p>	<p>40,886</p>	<p>6 資産等の内訳 (借入金) 市川 一朗 25,713,829 白鳥 和男 6,400,000</p>
<p>政治活動費</p>	<p>40,886</p>	<p>森俊博後援会 報告年月日 22. 11. 19 (22. 11. 16解散)</p>
<p>組織活動費</p>	<p>25,000</p>	<p>1 収入総額 0</p>
<p>寄附・交付金</p>	<p>15,886</p>	<p>2 支出総額 0</p>
<p>(その他の政治団体)</p>	<p></p>	<p>○宮城県選挙管理委員会 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 平成二十二年十二月十七日</p>
<p>市川一朗後援会</p>	<p></p>	<p>宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健一</p>
<p>国会議員関係政治団体の区分</p>	<p>法第十九条の七第一項第二号</p>	<p>資金管理団体の届出をした者の氏名</p>
<p>公職の候補者の氏名</p>	<p>市川 一朗</p>	<p>公職の種類</p>
<p>公職の候補者に係る公職の種類</p>	<p>参議院議員</p>	<p>資金管理団体の名称</p>
<p>報告年月日</p>	<p>22. 11. 19 (22. 11. 11解散)</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>
<p>1 収入総額</p>	<p>3,230,990</p>	<p>代表者の氏名</p>
<p>前年繰越額</p>	<p>965</p>	<p>届出年月日</p>
<p>本年収入額</p>	<p>3,230,025</p>	<p>佐々木真由美 平成二十二年十一月十日</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>3,230,990</p>	<p>佐藤 和子 平成二十二年十一月十七日</p>
<p>3 本年収入の内訳</p>	<p></p>	<p>渡辺 敬信 平成二十二年十一月十九日</p>
<p>寄附</p>	<p>3,230,000</p>	<p>○宮城県選挙管理委員会 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した届届出があった。 平成二十二年十二月十七日</p>
<p>政治団体分</p>	<p>3,230,000</p>	<p>佐々木真由美 仙台市宮城野区幸町二・二一・一一</p>
<p>その他の収入</p>	<p>25</p>	<p>佐藤 和子 仙台市太白区鉤取二・一・一三</p>
<p>一件十万円未満のもの</p>	<p>25</p>	<p>渡辺 敬信 仙台市宮城野区萩野町二・一・一一</p>
<p>4 支出の内訳</p>	<p></p>	<p>野田 敬信 平成二十二年十一月十九日</p>
<p>経常経費</p>	<p>442,633</p>	<p>野田 敬信 平成二十二年十一月十九日</p>
<p>人件費</p>	<p>24,000</p>	<p>野田 敬信 平成二十二年十一月十九日</p>
<p>光熱水費</p>	<p>90,596</p>	<p>野田 敬信 平成二十二年十一月十九日</p>
<p>備品・消耗品費</p>	<p>58,597</p>	<p>野田 敬信 平成二十二年十一月十九日</p>
<p>事務所費</p>	<p>269,440</p>	<p>野田 敬信 平成二十二年十一月十九日</p>
<p>政治活動費</p>	<p>2,788,357</p>	<p>野田 敬信 平成二十二年十一月十九日</p>

<p>宮城県監査委員告示第13号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。</p> <p>平成22年12月17日</p>	<p>宮城県監査委員 内 海 太 宮城県監査委員 佐々木 敏 克 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p>	<p>宮城県監査委員 内 海 太 宮城県監査委員 佐々木 敏 克 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p>	<p>宮城県監査委員 内 海 太 宮城県監査委員 佐々木 敏 克 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p>
---	---	---	---

<p>1 監査委員の報告日 平成22年9月2日</p> <p>2 通知のあった日 平成22年11月12日</p> <p>3 監査委員の報告内容及び措置の内容</p> <p>(1) 企業局公営事業課</p> <p>① 監査委員の報告の内容</p> <p>イ 受託工事収益及び雑収益において、不適切な事務処理が認められたので、改善されたい。</p> <p>ロ 営業未収金の残高に誤りが認められたので、改善するとともに、未収金の管理を適正に行い今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>ハ 送水管路用地の取得事務において、買収地の未登記により、権利関係に問題が生じたものが認められたので、改善されたい。</p>	<p>② 措置の内容</p> <p>イ 受託工事収益については、財務システムによる収入調定作業で、誤って二重に調定処理してしまつたものである。防止策として月次処理で収入未済の状況を確認し、誤調定がないか確認する。</p> <p>雑収益については、集合調定において消費税額を誤つたものが1件あり、修正のため減額調定を行った。このときの消費税額がシステム上収益として扱われてしまつたものである。防止策として、消費税額を誤つた集合調定については、一旦すべて取り消すこととする。前段及び後段に関する案件については、いずれも補正予算措置後、すみやかに修正処理を行う。</p> <p>ロ 平成20年度決算で過年度の未収金計上誤りが発見され、平成21年度で修正処理を行ったところである。しかし、この修正のための振り替え処理が一つ漏れていたのである。</p> <p>補正予算措置後、修正処理を行うこととする。</p> <p>なお、未収金の管理については、月別の補助簿を作成し管理することとし、平成21年度から実施している。</p> <p>ハ 昭和54年に買収した土地について、相続登記未了により未登記となつていたところ、平成17年に遺産分割協議を裁判所に申し立て、相続登記を完了させ、第三者に転売されていたものである。</p> <p>補正予算措置後、損失として処理する。また、当該地は、管理用道路として取得したものであるが、現在、大崎市管理の道路となつており、車両通行等管路の維持管理に支障ない状況のため、追加買収は行わない。</p> <p>なお、今後の未登記用地の管理は、平成22年7月に定めた「企業局未登記用地処理方針」に基づき、事務所と協力し適正に対応していく。</p> <p>(2) 大崎広域水道事務所</p> <p>① 監査委員の報告の内容</p> <p>送水管路用地の取得事務において、買収地の未登記により、権利関係に問題が生じたものが認められたので、改善されたい。</p> <p>② 措置の内容</p> <p>昭和54年に買収した土地について、相続登記未了により未登記となつていたところ、平成17年に遺産分割協議を裁判所に申し立て、相続登記を完了させ、第三者に転売されていたものである。</p>
--	--

補正予算措置後、損失として処理する。また、当該地は、管理用道路として取得したものであるが、現在、大崎市管理の道路となっており、車両通行等管路の維持管理に支障ない状況のため、追加買収は行わない。

なお、今後の未登記用地の管理は、平成22年7月に定めた「企業局未登記用地処理方針」に基づき、本局と協力し適正に対応していく。

(3) 病院局県立病院課

① 監査委員の報告の内容

各病院の入院収益等において、未収金縮減努力は認められるものの、なお過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止対策を講じられたい。

② 措置の内容

未収金の縮減対策については、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、平成22年度においても未収金縮減対策実施計画を策定し、当課及び3病院が重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策に取り組んでいる。特に、平成22年度は全庁的な取組である「宮城県収入未済額縮減推進ワーキンググループ」に参画し、滞納の未然防止、債権回収の強化、債権の適切な整理などの項目に沿い検討を重ねており、この成果を踏まえ、地方独立行政法人への移行後も適切な未収金対策を実施できるよう、3病院とともに努めていくこととしている。

なお、未収金の収納促進については、電話、催告書の送付、自宅訪問等による督促等未納者全員に対する対応を引き続き実施するとともに、3病院と歩調を合わせ、これまで実施してきた強化月間や12月のフォローアップ月間における納付の働きかけなど、効果的な徴収に努めていく。

また、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対する法的措置の実施については、昨年度に引き続き、3病院と連携した実施に向け、法的措置を前提とした督促手続の実施の準備を進めるとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

(4) 循環器・呼吸器病センター

① 監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、未収金の縮減に当たっては、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策に取り組まれたい。

② 措置の内容

未収金の縮減対策については、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、平成22年度においても未収金縮減対策実施計画に定めた重点的に取り組むべき対応方針及び目標を踏まえ、取り組んでいる。

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員と連携して、日常的な納入相談、電話・訪問による督促等に加え、休日も含めた自宅訪問を行うとともに、年2回（10月及び2月）の強化月間を設けて集中的な催告を行っている。また、12月を強化月間のフォローアップ月間とし、未納者に対し納付及び継続納付の働きかけを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

未収金の発生防止については、院内会議で未収金の状況を説明するとともに、特に看護部門との連携を強化し、入院患者等からの医療費納入相談に対する迅速な対応や、高額療養費の限度額適用認定制度等公的制度の理解と活用促進に努めるなど、院内職員が互いに連携して未収金の縮減対策に取り組んでいく。

また、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対して、法的措置を前提とした督促手続の実施を検討するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

(5) 精神医療センター

① 監査委員の報告の内容

イ 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

ロ 営業外収益の計上等において、不適切な事務処理が認められたので、改善されたい。

ハ 資金前渡金の精算及び返納手続が遅延しているものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

ニ 消耗品等の購入において、不適切な事務処理が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

② 措置の内容

イ 未収金の縮減対策については、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき取り組んでいる。未収金の収納促進については、医事業務嘱託員及び未納者を熟知している看護職員等と一緒に、未納者が在宅していると思われる土日に自宅訪問を行い、収納に努めているほか、年2回の強化月間（10月及び2月）を設け、未納者全員に対して文書による催告や自宅訪問を行っている。また、12月には強化月間のフォローアップを行う。

未収金の発生防止については、未収金が増加傾向にあることも踏まえ、入院時にオリエン

テーションを行い、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などに関する理解の醸成に努め、その活用により発生防止に努めている。特に、長期入院患者で支払いが遅延している患者については、家族や保護者等に対して説明・助言を行い、早期支払いを求めている。また、外来患者についても同様に説明等を行い、現金の持ち合わせがない等の理由で支払えない患者に対しては、後納願いの提出を徹底し、次の来院時の支払いを求めている。

今後は、退院時精算の一層の促進等により未収金の発生防止を図るとともに、保護者以外の連帯保証人への請求を早期に行い、未収金の早期回収に努めていく。また、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対して、法的措置を前提とした督促手続の実施を検討するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

行政財産の目的外使用許可の使用料に関する算定漏れについては、算定の際に複数人により厳格に確認を行うこととし再発防止に努める。

なお、使用料については、単価の見直し等を行い改善を図った。

このほか、受託収益等の計上漏れについても、今後発生しないよう管理指導体制の強化を図り、適切な時期に調定・収納事務を行うようにする。この受託収益の計上漏れについては、今年度、特別利益として処理することとした。

八 資金前渡金の精算・返納については、財務規則に基づき期限内に精算するよう事務処理の徹底に努める。また、事務の遅延が生じないように複数人で事務を分担する等の対応を行い、適切な事務執行の確保を図る。

二 消耗品等の購入に際しては、購入向を作成し決裁を受けた後に購入するよう事務処理の改善を図る。

(6) がんセンター

① 監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が増えたと認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

② 措置の内容

未収金の縮減対策については、未収金縮減対策実施計画に基づき、「発生防止対策」、「早期納入」、「未収金の適切な管理」、「催告・訪問徴収等の強化」に重点を置き取り組んでいる。特に昨年10月の強化月間では、担当班のみならず、事務局長以下、事務局職員一体となって訪問徴収を行い、納付困難と見られていた案件についても粘り強く交渉し、納付や分納誓約につなげるなど、一定の成果が見られたことから、平成22年度の強化月間においても同様の取り組み

を継続するとともに、12月のフォローアップ月間など、その後のフォローアップも継続して取り組んでいくこととしている。

また、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対して、法的措置を前提とした督促手続の実施を検討するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後も院内各部門と連携し、発生防止と早期納入を重点として縮減対策に努めていく。

宮城県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則を次のように定める。

平成22年12月17日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。)及び猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「安全規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第2条 法第4条第1項及び第5項の規定による不許可は、不許可通知書(別記様式第1号)を交付して行うものとする。

(医師の指定)

第3条 法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

2 法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき医師を指定したときは、宮城県公報(宮城県公報発行規則(昭和31年宮城県規則第67号)第1条に規定する宮城県公報をいう。以下同じ。)で公示するものとする。

(受診命令等の通知)

第4条 法第4条の3第2項(法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による医師の受診命令及び診断書の提出命令並びに法第12条の3の規定による医師の受診命令は、受診(診

<p>射書提出) 命令書(別記様式第2号)を交付して行うものとする。</p> <p>(銃砲刀剣類等の提出命令の通知)</p> <p>第5条 法第8条第7項の規定による銃砲刀剣類の提出命令、法第8条の2第2項の規定によるけん銃部品の提出命令、法第9条の8第3項の規定による教習用備付け銃の提出命令、法第9条の12第2項の規定による練習用備付け銃の提出命令、法第11条第7項の規定による許可取消し前の銃砲刀剣類の提出命令、法第11条第8項の規定による許可取消し後の銃砲刀剣類の提出命令、法第11条の2第1項の規定による許可取消し前のけん銃部品の提出命令、法第11条の2第3項の規定による許可取消し後のけん銃部品の提出命令、法第13条の3第1項の規定による調査を行う間における銃砲刀剣類の提出命令、法第13条の3第3項の規定による調査を行う間におけるけん銃部品の提出命令、法第25条第1項の規定による本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲刀剣類の提出命令、法第26条第2項の規定による銃砲刀剣類の提出命令及び法第27条第1項の規定による銃砲刀剣類の提出命令は、銃砲刀剣類等提出命令書(別記様式第3号)を交付して行うものとする。</p> <p>(射撃教習資格の不認定の通知)</p> <p>第6条 法第9条の5第2項の規定による射撃教習を受ける資格の不認定は、射撃教習資格不認定通知書(別記様式第4号)を交付して行うものとする。</p> <p>(射撃教習資格認定取消しの通知)</p> <p>第7条 法第9条の5第3項の規定による認定の取消しは、射撃教習資格認定取消し通知書(別記様式第5号)を交付して行うものとする。</p> <p>(教習用備付け銃等に関する措置命令)</p> <p>第8条 法第9条の7第3項(法第9条の11第2項、第10条の6第6項及び第10条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令は、措置命令通知書(別記様式第6号)を交付して行うものとする。</p> <p>(射撃練習資格の不認定の通知)</p> <p>第9条 法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の不認定は、射撃練習資格不認定通知書(別記様式第7号)を交付して行うものとする。</p> <p>(射撃練習資格認定取消しの通知)</p> <p>第10条 法第9条の10第3項の規定による認定の取消しは、射撃練習資格認定取消し通知書(別記様式第8号)を交付して行うものとする。</p> <p>(年少射撃資格の不認定の通知)</p> <p>第11条 法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の不認定は、年少射撃資格不認定通知書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。</p>	<p>(報告徴収)</p> <p>第12条 法第10条の6第1項、第12条の3及び第27条の2第1項の規定による報告の要求は、報告要求書(別記様式第10号)を交付して行うものとする。</p> <p>(指示)</p> <p>第13条 法第10条の9第1項及び第2項の規定による指示は、指示書(別記様式第11号)を交付して行うものとする。</p> <p>(許可取消しの通知)</p> <p>第14条 法第11条第1項から第6項までの規定による許可の取消しは、所持許可取消し通知書(別記様式第12号)を交付して行うものとする。</p> <p>(年少射撃資格認定取消しの通知)</p> <p>第15条 法第11条の3の規定による認定の取消しは、年少射撃資格認定取消し通知書(別記様式第13号)を交付して行うものとする。</p> <p>(銃砲等を返還しない場合の通知)</p> <p>第16条 施行規則第108条の規定による通知は、通知書(別記様式第14号)により行うものとする。</p> <p>(猟銃安全指導委員の活動区域及び人数)</p> <p>第17条 安全規則第2条第1項の規定による猟銃安全指導委員の活動区域及び当該区域で活動する猟銃安全指導委員の人数は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(猟銃安全指導委員の委嘱)</p> <p>第18条 法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、前条の活動区域を管轄する警察署長が、当該区域内に居住し、又は勤務する者で当該区域の実情に精通し、かつ、適任として認め推薦したもののうちからこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による委嘱は、委嘱状(別記様式第15号)を交付して行うものとする。</p> <p>(猟銃安全指導委員の周知の措置)</p> <p>第19条 前条第1項の規定により委嘱した猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先は、法の定めにより実施する講習会及び銃砲検査並びに猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動において、当該猟銃安全指導委員の活動区域に居住する猟銃所持者等に周知させる措置を講ずるものとする。</p> <p>(猟銃安全指導委員の解嘱)</p> <p>第20条 法第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱は、当該猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項各号のいずれかに該当するとして具申を受けたものについて行うものとする。</p>
---	---

- 2 前項の規定による解囑は、解囑通知書（別記様式第16号）を交付して行うものとする。
（弁明の機会の通知）
- 第21条 安全規則第8条の規定により弁明の機会を与えるときは、弁明の期日及び場所を当該期日の14日前までに書面により通知するものとする。
（災害補償）

第22条 猟銃安全指導委員の職務遂行中における災害補償は、非常勤職員公務災害補償等条例（昭和42年宮城県条例第41号）に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定に関する規則等の廃止）

- 2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年宮城県公安委員会規則第5号）

(2) 猟銃安全指導委員運営規則（平成22年宮城県公安委員会規則第1号）

別表第1（第3条関係）

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気の（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に規定する病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

別表第2（第17条関係）

活 動 区 域	人 数
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	4
条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	1

条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域	1
計	47

別記様式第1号(第2条関係)

第 号

不 許 可 通 知 書

本 籍

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生(歳)

年 月 日付けで申請のあった の所持許可については、下記の理由によりこれを許可しないので通知する。

記

許可しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第2号（第4条関係）

第 年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

受診（診断書提出）命令書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記のとおり指定する医師の受診（診断書の提出）を命ずる。

記

受診（診断書提出）を命ずる理由	
受診する指定する医師の病院名、及び病院所在地	
診断書の提出期限	年 月 日まで
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

銃砲刀剣類等提出命令書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記のとおり の提出を命ずる。

記

種 別	商 品 名	
	提 出 命 ず る 銃 砲 刀 剣 類 等 番 号	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	年 月 日
所 持 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)
提出を命ずる理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

殿

宮城県公安委員会 印

射撃教習資格不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった射撃教習を受ける資格の認定については、下記のとおり認定しないので通知する。
記

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第4号（第6条関係）

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
教 習 希 望 銃 種	
所持希望銃種型式	
認 定 を し な い 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第5号（第7条関係）

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

射撃教習資格認定取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第3項の規定により、下記のとおり射撃教習資格の認定を取り消すので通知する。

記

射撃教習資格認定証	番号	交付年月日	年 月 日
	交付者		
	本籍		
	住所		
本籍・住所・氏名・生年月日	氏名		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
取消しの理由			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号（第8条関係）

第 年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

措 置 命 令 通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、下記のとおり措置を執ることを命ずる。

記

1 措置命令事項

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

2 理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

射撃練習資格不認定通知書

年 月 日付で申請のあった射撃練習を行う資格の認定については、下記のとおり認定しないので通知する。

記

本 籍 所	
住 所	
氏 名	
申請者 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 ）
交付を受けている証 許 可	
教習修了証明書	
認 定 を し な い 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第8号（第10条関係）

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

射撃練習資格認定取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第3項の規定により、下記のとおり射撃練習資格の認定を取り消すので通知する。

記

番号		
射撃教習資格認定証 交付年月日	年	月 日
交付者		
本籍		
住所		
本籍・住所 氏名	氏名	
本籍・住所 生年月日	生年月日	年 月 日生（ 歳）
取消しの理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第9号（第11条関係）

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

年少射撃資格不認定通知書

年 月 日付で申請のあった年少射撃資格の認定については、下記のとおり認定しないので通知する。

記

本 籍 所	
住 所	
氏 名	
申 請 者	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳 ）
銃 砲 の 種 別	
射 撃 指 導 員 の 氏 名	
認 定 を し な い 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第10号（第12条関係）

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

報 告 要 求 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記のとおり報告を求めます。
記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
報告を求める事項	
理 由	
報告又は資料の提出場所	
提出期限	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第11号（第13条関係）

第 年 月 日 号

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

指 示 書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第 項の規定により下記のとおり指示する。
記

指示の理由	
指示の内容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第12号（第14条関係）

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

所持許可取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第 項第 号の規定により、下記のとおり の所持許可を
取り消すので通知する。

記

処分に係る銃砲の 日名 品号 及び 許可番号、銃 種類、番号	銃 種	丁	
	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 号	
	商 品 名		
	銃 番 号		
本籍	本 籍		
	住 所		
	職 業		
	氏 名		
本籍・住所・職業日 氏名・生年月日	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	取 消 し の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第13号（第15条関係）

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

年少射撃資格認定取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3第 項の規定により、下記のとおり年少射撃資格の認定を取り消すので通知する。

記

年少射撃資格認定証	番 号	
	交付年月日	年 月 日
	交 付 者	
	本 籍	
本 籍 ・ 住 所 氏 名 ・ 生 年 月 日	住 所	
	氏 名	
取 消 し の 理 由	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第14号 (第16条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第7項の規定により、下記のとおり を返還しないの
で通知する。

記

銃 種	丁	
	商 品 名	
一 時 保 管 に 係 る 銃 砲 刀 剣 類 等	番 号	
提出者の本籍・住所・ 氏名・生年月日	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
返 還 し ない 理 由	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第15号 (第18条関係)

委 嘱 状

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定により猟銃安全指導委員に委嘱します

年 月 日から

委嘱期間

年 月 日まで

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第16号(第20条関係)

解 嘱 通 知 書

殿

○宮城県公安委員会告示第172号
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。
 平成22年12月17日
 宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

1 資格審査の種類、期日及び会場

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許(普通自動車免許を除く)に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成23年1月24日から 平成23年3月31日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成21年、22年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	平成23年1月24日から 平成23年3月31日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間
 平成22年12月17日(金)から平成23年1月7日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所
 仙台市泉区市名坂字高倉65番地
 宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布
 ア 配布期間
 平成22年12月17日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 イ 配布場所

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱したので通知
 します

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）